

【H28.11.24 芦屋市総合事業説明会資料 別紙一覧】

別紙 番号	内 容
1	用語集
2	芦屋市における新しい総合事業の構成
3	契約書作成時の留意事項
4	指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託について
5	委託要件(新旧対照表)
6	「介護予防ケアマネジメント費等支払代行処理」について (兵庫県国民健康保険団体連合会 資料) ※説明会第1部(高齢者生活支援センター, 居宅介護支援事業所, 小規模多機能型居宅介護支援事業所対象)のみ配布
7	介護予防ケアマネジメント費等支払代行処理に係る請求支払帳票について (兵庫県国民健康保険団体連合会 資料) ※説明会第1部(高齢者生活支援センター, 居宅介護支援事業所, 小規模多機能型居宅介護支援事業所対象)のみ配布
8	開始までの準備(サービス提供事業所)
9	開始までの準備(地域包括支援センター)
10	芦屋市総合事業に関するQ&A
11	芦屋市総合事業事業者説明会質問票

《用語集》

【別紙1】

用語	定義・解説
高齢者生活支援センター	「地域包括支援センター」の芦屋市における愛称
総合事業	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
基本チェックリスト	従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツール
事業対象者	基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者「事業対象者」が利用できるサービスは総合事業のサービスのものとします。
予防給付	要支援者が対象となる介護保険の保険給付 総合事業の実施に伴い、平成29年4月1日から、予防給付の「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」の代わりに、総合事業サービスによる「訪問型サービス」と「通所型サービス」の提供が行われます。
介護給付	要介護者が対象となる介護保険の保険給付
予防専門型訪問サービス	訪問型サービス（現行相当）の芦屋市独自の名称（仮称） 現行の「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と同等
生活支援型訪問サービス	訪問型サービスA（基準緩和）の芦屋市独自の名称（仮称） 現行の「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」の基準を緩和したもの
予防専門型通所サービス	通所型サービス（現行相当）の芦屋市独自の名称（仮称） 現行の「介護予防通所介護（デイサービス）」と同等
介護予防支援	指定介護予防支援事業所により行われる現行の予防給付の介護予防支援
介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
アセスメントシート	利用者のインテークとスクリーニング時等に使用するアセスメントの内容を記載する様式（現在芦屋市独自の様式を検討中）
住所地特例	被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所若しくは一時的に転居のうえで利用等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置

芦屋市における新しい総合事業の構成

《現行》(平成28年度)			《見直し後》(平成29年度～)		
芦屋市			芦屋市		
介護給付(要介護1～5)		居宅サービス, 施設サービス等	介護給付(要介護1～5)		居宅サービス, 施設サービス等
介護予防給付(要支援1・2)		訪問看護, 福祉用具, 住宅改修等	介護予防給付(要支援1・2)		訪問看護, 福祉用具, 住宅改修等
一般施策	家事援助	訪問介護・通所介護	訪問型サービス	①訪問介護(現行の訪問介護相当)	平成29年4月実施 (形式的な移行, 予防給付の基準を基本)
		生活支援ホームヘルプサービス		②訪問型サービスA(緩和基準)	平成29年4月実施 (人員等を緩和した基準)
		生活支援デイサービス		③訪問型サービスB(住民主体)	
	軽易な日常生活援助	軽度生活援助事業		④訪問型サービスC(短期集中)	
二次予防事業の対象者把握事業		⑤訪問型サービスD(移動支援)			
通所型介護予防事業		①通所介護(現行の通所介護相当)	平成29年4月実施 (形式的な移行, 予防給付の基準を基本)		
訪問型介護予防事業		②通所型サービスA(緩和基準)			
二次予防事業評価事業		③通所型サービスB(住民主体)			
介護予防事業	介護予防普及啓発事業	さわやか教室(介護予防教室) 介護予防センター 高齢者水浴開放事業 認知症初期スクリーニング 配食サービス	通所型サービス	④通所型サービスC(短期集中)	
		地域介護予防活動支援事業		トレーナー派遣事業	その他生活支援サービス(配食, 見守り等)
	一次予防事業			介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	平成29年4月実施
	一次予防事業評価事業			①介護予防把握事業	
地域支援事業	地域支援事業		②介護予防普及啓発事業	さわやか教室(介護予防教室), 介護予防センター, 高齢者水浴開放事業, 認知症初期スクリーニング	
			③地域介護予防活動支援事業	トレーナー派遣事業 芦屋市認定ヘルパー養成研修事業	
			④一般介護予防事業評価事業		
			⑤地域リハビリテーション活動支援事業		
包括的支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター業務委託	地域包括支援センター業務委託 地域ケア会議の充実	
		在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療・介護連携支援センターの設置)	在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療・介護連携支援センターの設置)	
		認知症施策推進事業	認知症初期集中支援事業(認知症初期集中支援チームの配置) 認知症地域支援推進員等設置事業	認知症初期集中支援事業(認知症初期集中支援チームの配置) 認知症地域支援推進員等設置事業	
		生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置)	生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置)	
任意事業	任意事業	介護給付費適正化事業	介護給付費通知	介護給付費通知	
		家族介護支援事業	徘徊高齢者家族支援サービス事業, 認知症高齢者見守り事業, 家族介護慰労事業, 家族介護用品助成事業	徘徊高齢者家族支援サービス事業, 認知症高齢者見守り事業, 家族介護慰労事業, 家族介護用品助成事業	
		その他の事業	認知症サポーター養成事業, 高齢者住宅等安心確保事業, 介護相談員派遣事業	認知症サポーター養成事業, 高齢者住宅等安心確保事業, 介護相談員派遣事業, 配食サービス	

契約書作成時の留意事項<兵庫県ガイドライン（2012年版）抜粋>

(1) 契約期間

契約期間について、要介護認定の有効期間を契約満了期間として記載すること。また、契約満了の一定期間より前に申し出がない限り契約は自動更新するものとする。

ただし、施設入所等でこの記載を行うことにより、利用者が継続した入所が困難になると誤解を招く可能性がある場合には、記載しなくてもよい。

死亡、要介護認定で非該当（自立）になった場合（介護保険施設については要介護者でなくなった場合）には、契約が終了するものであること（経過措置が適用される場合を除く）を記載すること。

なお、平成18年4月の制度改正において、要支援者、要介護者に対して提供されるサービスが異なることから、要介護者を対象とする訪問介護等のサービス、居宅介護支援は、契約者の心身の状況が要支援（または自立）と判定された場合は契約が終了する旨の記載を、要支援者を対象とする介護予防訪問介護等のサービスにおいても、要介護（または自立）と判定された場合は同様の記載しておくこと。

(2) 居宅サービス計画等作成前のサービス提供

居宅サービス計画等が作成される前であっても、緊急に必要な場合には、サービスを提供することを記載すること。

(3) 管轄裁判所

管轄裁判所を定める場合には、利用者の利便性に反する場所を規定してはならない。

(4) 重要事項説明書の準用

重要事項説明書に記載した内容を契約書にも記載するか、重要事項説明書に記載した内容を契約内容の一部とすること。

重要事項説明書に記載した内容を契約内容の一部とする場合には、重要事項説明書に記載された内容が契約内容の一部となることを記載すること及び必ず契約書に重要事項説明書を添付し、一体のものとして交付すること。

(5) 重要事項説明書と矛盾する内容の記載の禁止

契約書に重要事項説明書と矛盾する内容を記載してはならない。

(6) 不意打ち条項の禁止

重要事項説明書に記載されていない損害賠償の制限や事業者側からの解約規定を契約書に記載する等重要事項説明書に記載された内容や社会通念から考えて、利用者が予想できないような利用者に不利な内容を記載してはならない。

(7) 要介護・要支援認定前にサービス提供を行う場合

要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合には、要介護・要支援認定後に提供するサービス内容を見直す必要があること、要介護・要支援認定後に契約継続の意思確認を行うこと及び自立（非該当）と判定された場合には、利用料は全額利用者の負担となり、また、認定された要介護・要支援度に応じて利用料の一部が利用者の負担となる場合があ

ることを記載すること。(要介護ではなく要支援と、要支援でなく要介護と認定された場合は、契約は終了することに留意すること。)

(8) 担当者

サービスを提供する担当者の氏名、性別、資格、経験年数を記載すること。また、担当者を変更する可能性がある場合には、交替する可能性のある担当者の性別、資格、経験年数を記載すること。

(9) 記載における注意事項

文章は、高齢者に理解しやすいように、平易な文書で記載し、専門用語、外来語には解説を加えること。

淡色の用紙にJIS12ポイント以上の濃色の文字で記載すること。その際、高齢者にとって明らかに識別できる色を用いること。

項目については、ゴシック体を用いる等強調すること。

(10) パンフレット

パンフレット等を作成する際には、重要事項説明書及び契約書に記載された内容と異なる内容を記載しないこと。

なお、パンフレット等を用いて宣伝を行う場合には、できるだけ重要事項説明書を併せて交付し、利用者が事業者を選択する際の判断材料となるように留意すること。

重要事項説明書及び契約書にパンフレットの内容を準用する際には、その項目に準用するパンフレットの頁数を記載すること。

(11) 書面の事前交付

重要事項説明書及び契約書は、要求があれば、利用者の判断に供するため、事前に交付すること。

(12) 同一事業者が複数の契約を行う場合

同一の事業者が複数の居宅介護サービス提供契約を締結する場合、同一の重要事項説明書及び契約書に複数サービスを記載してもかまわない。ただし、居宅介護支援と居宅介護サービスを同一書面上に記載してはならない。

(13) 視覚障害者等への対応

視覚障害者に対しては、点字の利用や口頭での説明で十分な理解を得ること。聴覚視覚障害者に対しては、家族やボランティア団体等を通じて十分な理解を得ること。

(14) 契約時の家族等の立ち会い

重要事項説明及び契約時には、利用者の判断能力に疑問の余地がない場合を除き、家族(近親者)等が立ち会うこととすることが望ましい。

平成 29 年 4 月 1 日

指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業の委託について（案）

○ 委託先の要件

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）から、指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業の一部を受託することのできる居宅介護支援事業所は、次に掲げる事項を満たすことを要件とします。

委託する居宅介護支援事業者の要件

項 目	要 件
I. 事業者に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋市内で 1 年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関する事」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・ 複数の介護支援専門員を配置していること （単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・ 過去 1 年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・ 保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・ 地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・ 保険者や地域包括支援センター等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加するよう努めていること
II. 介護支援専門員に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋市が年 3 回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に最低 1 回参加し修了していること ・ 期限内に指定の書類を地域包括支援センターに提出すること
III. 公正・中立性に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと（居宅介護支援における偏りを含む） ・ 上記による減算等を行っていないこと

※ この要件は、平成 29 年 4 月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。

※ したがって、新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、当分の間委託対象事業者として認定されず、認定される場合にあつては、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に契約可能なものとする。（ただし、上記の要件を満たすとして、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする）

○ 委託元の地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の要件

項 目	要 件
I. 運用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として初回訪問時は、委託先の介護支援専門員に同行すること

委託要件（新旧対照表）

改正案		現行													
<p>指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託について</p> <p>○ 委託先の要件 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）から、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の一部を受託することのできる居宅介護支援事業所は、次に掲げる事項を満たすことを要件とします。</p>		<p>介護予防支援業務の委託について</p> <p>○ 委託先の要件 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）から、介護予防業務の一部を受託することのできる居宅介護支援事業所は、次に掲げる事項を満たすことを要件とします。</p>													
<p>委託する居宅介護支援事業者の要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 事業者に関する こと</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者や地域包括支援センター等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加するよう努めていること </td> </tr> <tr> <td>II. 介護支援専門員 に関する こと</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年3回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に最低1回参加し修了していること ・期限内に指定の書類を地域包括支援センターに提出すること </td> </tr> </tbody> </table>		項目	要件	I. 事業者に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者や地域包括支援センター等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加するよう努めていること 	II. 介護支援専門員 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年3回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に最低1回参加し修了していること ・期限内に指定の書類を地域包括支援センターに提出すること 	<p>委託する居宅介護支援事業者の要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 事業者に関する こと</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加すること </td> </tr> <tr> <td>II. 介護支援専門員 に関する こと</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年1回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に参加し修了していること </td> </tr> </tbody> </table>		項目	要件	I. 事業者に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加すること 	II. 介護支援専門員 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年1回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に参加し修了していること
項目	要件														
I. 事業者に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者や地域包括支援センター等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加するよう努めていること 														
II. 介護支援専門員 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年3回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に最低1回参加し修了していること ・期限内に指定の書類を地域包括支援センターに提出すること 														
項目	要件														
I. 事業者に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていること（ただし、当該年中に「II. 介護支援専門員に関すること」の要件を満たした場合はこの限りではない） ・複数の介護支援専門員を配置していること（単独配置の場合は、プラン作成にあたり法人内で支援体制が整備されていること） ・過去1年間に、県等から介護保険法による行政上の措置（勧告、命令、指定の取消及び指定の効力の全部又は一部停止）を受けていないこと ・保険者や地域包括支援センター等の公的機関に対し、利用者からの苦情やサービス提供事業者とのトラブルに関する相談や問い合わせが続いていないこと ・地域包括支援センターと締結する業務委託契約の事項を遵守すること ・保険者等との連携を密にし、保険者及び地域包括支援センター主催の会議等に参加すること 														
II. 介護支援専門員 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市が年1回開催する「介護予防ケアマネジメント研修」に参加し修了していること 														

改正案		現行	
<p>Ⅲ. 公正・中立性に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと（居宅介護支援における偏りを含む） ・ 上記による減算等を行っていないこと 	<p>Ⅲ. 公正・中立性に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと（居宅介護支援における偏りを含む） ・ 上記による減算等を行っていないこと 	<p>※ この要件は、平成29年4月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。</p> <p>※ したがって、新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、自分の間委託対象事業者として認定されず、認定される場合にあつては、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に契約可能なものとする。（ただし、上記の要件を満たすとして、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする）</p>	<p>※ この要件は、平成21年4月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。</p> <p>※ したがって、新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、自分の間委託対象事業者として認定されず、認定される場合にあつては、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に契約可能なものとする。（ただし、上記の要件を満たすとして、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする）</p>
<p>○ 委託元の地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の要件</p>			
<p>項目</p>	<p>要件</p>		
<p>I. 運用に関すること</p>	<p>・ 原則として初回訪問時は、委託先の介護支援専門員に同行すること</p>		

改正案		現行	
<p>Ⅲ. 公正・中立性に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと（居宅介護支援における偏りを含む） ・ 上記による減算等を行っていないこと 	<p>Ⅲ. 公正・中立性に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定の事業者に対するサービス提供等の偏りがないこと（居宅介護支援における偏りを含む） ・ 上記による減算等を行っていないこと 	<p>※ この要件は、平成29年4月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。</p> <p>※ したがって、新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、自分の間委託対象事業者として認定されず、認定される場合にあつては、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に契約可能なものとする。（ただし、上記の要件を満たすとして、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする）</p>	<p>※ この要件は、平成21年4月以降に芦屋市に所在する全ての居宅介護支援事業者に対して適用する。</p> <p>※ したがって、新規参入事業者については、上記の要件を満たすまでの間は、自分の間委託対象事業者として認定されず、認定される場合にあつては、直近の地域包括支援センター運営協議会の議を経た後に契約可能なものとする。（ただし、上記の要件を満たすとして、保険者により個別認定を行った場合には、運営協議会への事後報告とする）</p>

開始に向けた準備（平成29年4月1日以降のサービス提供に向けてすること）

サービス提供事業所

大	中	小	準備内容	チェック
1			総合事業のサービスを提供する為に	
	1		指定を受ける	
		1	事業所がみなし指定を受けている(平成27年3月31日以前に介護予防サービス提供事業所として指定を受けた)のか、芦屋市独自指定を受けなければいけない(平成27年4月1日以降に介護予防サービス提供事業所として指定を受けた)のかを確認する。	<input type="checkbox"/>
		2	みなし指定を受けている事業所は平成30年3月31日までその指定が有効である。 独自指定を受ける必要がある事業所は、平成29年2月24日(金)までに必要書類を揃えて芦屋市社会福祉課に指定申請を行う。	<input type="checkbox"/>
	2		利用者と契約等を結び直す	
		1	指定の種類に縁らず、提供するサービスの名称が変わることから、全件重要事項説明書・契約書・個人情報の取扱いに関する同意書等のサービスの名称が記載されている書類を利用者と取り直す必要がある。(基になる定款・登記簿謄本・運営規程にも当然変更は必要だが、この度のサービス名称の追記若しくは変更のみを以て変更申請を出す必要はありません。指定申請や実地指導の際に確認させていただきます。)	<input type="checkbox"/>
	3		5月10日請求に向けて	
		1	請求コードが介護予防サービスと変わるので確認しておく。また、請求システムを導入している事業所は、ベンダーと打ち合わせておく。同じ総合事業のサービスを請求する際も、みなし指定を受けている事業所と芦屋市独自指定を受ける事業所とでは請求コードが異なるので注意する。(現行相当サービスの単位や地域別単価については加算含め介護予防サービスと同一の予定です。)	<input type="checkbox"/>

開始に向けた準備（平成29年3月31日までにする）

地域包括支援センター

(※)は委託先の居宅介護支援事業所も該当

大	中	小	準備内容	チェック
1			要支援1, 2該当者の移行準備	
	1		契約	
		1	地域包括支援センターと利用者との契約変更	<input type="checkbox"/>
		2	地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業所との契約変更(※) * 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を指定居宅介護支援事業所へ委託する場合	<input type="checkbox"/>
	2		請求	
		1	国保連請求システム導入, 新規コード取込, テスト	<input type="checkbox"/>
	3		ケアマネジメント実務(※)	
		1	利用者への制度移行の説明	<input type="checkbox"/>
		2	(必要に応じて)利用者の生活機能等の再アセスメント	<input type="checkbox"/>
		3	(必要に応じて)介護予防プランの見直し	<input type="checkbox"/>
		4	(利用票, 提供票)のサービスのコード修正(現行相当サービス, 総合事業サービス)	<input type="checkbox"/>
		5	サービス提供事業者とのサービス内容等確認	<input type="checkbox"/>
	4		その他	
		1	事業移行の説明内容・方法の標準化	<input type="checkbox"/>
		2	事業移行の説明ツールの開発(市と協働)	<input type="checkbox"/>
2			一般施策利用者の移行準備	
	1		事業移行の説明内容・方法の標準化	<input type="checkbox"/>
	2		事業移行の説明ツールの開発(市と協働)	<input type="checkbox"/>
	3		移行対象者の精査	<input type="checkbox"/>

芦屋市総合事業に関するQ&A

大 中	分類	質問内容	回答内容
1	事業対象者、総合事業への移行について		
1	事業対象者の有効期間	事業対象者に有効期間はあるのか。	ない。評価時に基本チェックリストを実施することで、継続して事業対象者としての状態像であるかを確認する。 また、有効期間の無い事業対象者と契約を行う際は、【別紙3契約書作成時の留意事項】参照の施設入所者との契約に倣い、契約期間の記載を必須とはしない。ただし、利用者と事業所の双方の利益を守るため、一定の契約期間を設けて自動更新とする等の工夫をすることが望ましい。
2	一斉移行	総合事業への一斉移行と要介護認定更新の関係は？	平成29年4月1日以降、芦屋市では、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、給付ができない。(保険者が他市である利用者については、保険者に確認が必要)ただし、要介護認定の有効期間に影響はない。
3	2号被保険者	40歳から65歳未満の2号被保険者で、デイサービスやヘルプを利用している要支援1、2の方は、4月1日以降どうなるのか。	要支援1,2の認定を受けている限り、総合事業を利用できる。
2	介護予防ケアマネジメント		
1	プラン作成	要支援1,2の方が、総合事業の現行相当サービスに移行する場合、ケアマネジメントAに変更になる。ケアプランは再作成する必要があるのか。	要支援1,2の認定の有効期間内は、移行に係るケアプランの再作成は不要。なお、ケアマネジメントAに変更になる場合は、予防給付の利用がなく、総合事業の現行相当サービスを利用する場合である。
2	プラン作成	要支援1,2の方が、平成29年4月1日から基準緩和型の訪問型サービスAを使うこととした場合、ケアマネジメントBに変更になる。ケアプランは再作成する必要があるのか。	ケアマネジメントBで定める様式にてプランの作成が必要。サービス内容を変更していることから、再作成は当然のことと考える。ただし、予防給付と基準緩和型の訪問型サービスAを併用した場合は、現行どおりの「介護予防支援1」のプランの作成となる。
3	介護予防ケアマネジメント依頼届出書	総合事業へ移行する際に、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を再提出するのか。	従前の届出書の内容を市で読み替えるため、移行時の再提出は不要。ただし、利用者へは事業所の責任でその旨を説明し、同意を得ておくこと。
4	介護予防ケアマネジメント依頼届出書	総合事業のみを利用している者が、ショートステイや福祉用具を単発的に利用する場合は、その都度介護予防支援の届出が必要になるのか。	届出書は、介護予防サービス計画作成と介護予防ケアマネジメント共通様式とするため、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を行き来する度に届出を行う必要はない。
5	要支援者	要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防サービス計画」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを作成することになるのか。 ①月により、総合事業のみの場合と、予防給付+総合事業の場合があるケース(通常は、訪問サービス又は通所サービスのみで時々ショート利用する等) ②総合事業のサービスのみの利用者が、月途中から用具レンタルすることになったケース、逆に用具レンタルをやめるケース	①総合事業のサービスのみのみを利用する月は介護予防ケアマネジメント、予防給付と総合事業の両方のサービスの両方を利用する月は介護予防サービス計画(予防給付)となる。そのため、月ごとにサービス内容に応じて、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費を選択して請求する。 ②月の中で1日でも予防給付のサービスを利用する場合は、その月は介護予防支援費として請求する。

【別紙10】

芦屋市総合事業に関するQ&A

大 中	分類	質問内容	回答内容
6	介護保険証の印字	介護保険証の印字について、要支援1,2がH29.4.1に総合事業に移行する場合も変わるのか。	印字内容は変わらず、介護保険証の有効期間の間は使用できるため、要支援1,2の移行者は介護保険証を市に提出する必要はない。介護保険証の有効期間が切れる際に対応していただきたい。
7	ケアプラン作成	「介護給付の居宅介護支援については、公正中立、サービスの質の向上などの観点から一ヶ月当たり35件を標準担当件数とし、介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該事業所が行う事業が適正に実施できる件数を委託する。介護予防支援業務に係る受託を受けた場合は、当該件数に2分の1を乗じて得た件数との合計が40件未満とする。」とされていますが、新しい介護予防ケアマネジメントに係る受託を受けた場合は、どのように件数に反映させればよいか。	平成27年度介護報酬改定に関するQ&A【居宅介護支援】問180で厚生労働省が示している通り、新しい介護予防ケアマネジメントの件数については取扱件数には含まれない。ただし、その業務量等を勘案し、当該事業所が行う事業が適正に実施できる件数を受託すること。
8	移行時のサービス提供者の状況	説明会終了後、平成29年1月～3月に総合事業移行者（一般施策から総合事業への移行者を含む）に説明し、プランを作成しても、サービス提供事業者（シルバー人材センターなど）はサービス調整できるのか。結局、4月1日以降でないとサービス調整できないのではないか。	①従来から要支援1,2の方が、訪問型サービス（現行相当）を利用せず、訪問型サービスA（基準緩和）を利用する場合 ⇒訪問型サービスA（基準緩和）のサービス調整について、3月中にシルバー人材センターと調整することは難しい。4月1日以降に調整せざるを得ない。よって、4月中は現行相当を利用し、5月以降に訪問型Aに移行していただくのが確実である。 ②自立ヘルプ利用者 ⇒①と同様。 ③軽度生活援助事業利用者 ⇒利用者はそのままシルバー人材センターのサービスを継続して利用することになるため、3月中に調整は可能であると考えている。
3	地域包括支援センターの運営		
1	利用者との契約書	要支援1,2の方が総合事業に移行する際、利用者と地域包括支援センターとの契約の取り直しは、簡素化されるのか。	契約書と重要事項説明書の改定版を全件とり直し必要あり。
2	研修	地域包括支援センター職員向けの実務研修は考えているか。	平成28年11月と12月の高齢者生活支援センター連絡会後に開催を予定している。 (市と基幹的業務担当共催)
3	研修	(地域包括支援センターから)委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー向けに実務研修はあるのか。	「委託契約説明会」という形で、平成29年1月に開催を予定している。(市と地域包括支援センター共催)

芦屋市総合事業に関するQ&A

大 中	分類	質問内容	回答内容
4	委託	要支援1,2のヘルプ、デイ利用者への説明者への説明者について、ケアプラン作成を居支に委託している場合は、誰が説明するのか。	委託先のケアマネジャーが説明する際、委託元の地域包括支援センターが同行する。
5	委託	介護予防ケアマネジメント(要支援者及び基本チェックリスト該当者に係るもの)について、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託要件はどうか。	指定介護予防支援業務の委託要件と同要件とする。
6	委託	第1号介護予防支援事業(要支援者及び基本チェックリスト該当者に係るもの)の一部を、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託する場合、新規で居宅介護支援事業所が受託する場合に必要なことはあるか。	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の選定は地域包括支援センター運営協議会の審議を経る必要あり。 平成28年3月31日までに委託を認められている居宅介護支援事業所は、新たにすることはない。
7	委託	介護予防ケアマネジメント(要支援者及び基本チェックリスト該当者に係るもの)の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、地域包括支援センターはどの程度関わるのか。	原則、初回訪問時は、委託先のケアマネジャーに同行する。
8	委託料	介護予防ケアマネジメントにかかる報酬及び人件費・運営費は、地域包括支援センター運営委託料の対象経費となるのか。	総合事業にかかるケアマネジメント報酬は、委託対象経費の収入として計上してください。(利用者が事業対象者でも要支援1,2でも) 指定介護予防支援事業所のケアマネジャーが総合事業にかかる介護予防ケアマネジメントを実施した場合は、その人件費、運営費は委託対象としてください。支出については、介護予防防か、総合事業かで按分することになります。 介護予防支援にかかる収支は従来どおり委託対象外です。 【まとめ】介護予防支援にかかる収支は、委託対象外。総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の収支は、委託対象。
9	業務分担	地域包括支援センターの3職種と指定介護予防支援事業所のケアマネジャーとの業務分担に制約はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付のプラン作成は従来どおり、原則3職種は行わない。 ・総合事業にかかるケアマネジメントの業務分担に制約はない。 ・総合事業へ移行後は、利用するサービスによっては、介護予防支援と介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を行き来するため、ケアマネジメント実施者がその都度変わることがないよう配慮してください。

芦屋市総合事業に関するQ&A

大 中	分類	質問内容	回答内容
4	総合事業に係る請求事務等について		
1	利用者負担軽減	社会福祉法人等が運営する介護サービス提供事業所の介護保険サービスを利用した場合の軽減制度(社会福祉法人等)は総合事業に移行した場合どのような扱いになるのか。	総合事業に移行した場合においても、社会福祉法人等が運営する介護サービス提供事業所の介護保険サービスを利用した場合の軽減制度(社会福祉法人等)による利用者負担軽減制度)は現行相当サービスが対象となる。
2	原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する公費助成はどうなるのか。	現行とおなじく公費で負担する。
3	生活保護受給者	生活保護受給者が総合事業を利用する場合はどうなるのか。	介護扶助費(公費扶助)として、指定事業者によるサービス提供については利用者の自己負担分について給付を行う。
4		国保連合会で、どのようなシステムチェックを行うのか。	一例として <ul style="list-style-type: none"> ・受給者台帳、事業所台帳との突合による資格情報チェック ・保険者が定めた費用コードとの単位数チェック ・給付管理票と委託先支援事業所情報との突合による重複チェック ・過去の実績との重複チェック
5		介護予防ケアマネジメント費について請求情報と給付管理票の突合もされるのか。	地域包括支援センターから国保連合会に給付管理票が提出された場合は、介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合点検を実施する。
6	ケアマネジメント費等の支払行業務委託について	(過誤処理について) 支払行業務において過誤処理は行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント費支払行業務は、介護給付費と同様に過誤処理を行う。 ・「原案作成委託料支払行業務は、地域包括支援センターの「介護支援費」または「介護予防ケアマネジメント費」が過誤となった場合、委託先居宅介護支援事業所に支払った「原案作成委託料」についても過誤調整する仕組みとなる。
7		(専用ソフトについて) 介護予防ケアマネジメント費等の支払行業務で使用する専用ソフトに、事業所の請求システムから出力した内容を取り込むことができるのか。	地域包括支援センターに配付する「専用ソフト」にデータを取り込むことはできない。なお、当該ソフトで作成する情報を、保険者に配付する「管理ソフト」に取り込む際の「インターフェース」が別途示されている。

【別紙10】

芦屋市総合事業に関するQ&A

大 中	分類	質問内容	回答内容
5	その他		
1	転出について	「事業対象者」が他の市町村に転出するときの手続きは？	転出するときは、「事業対象者」としての認定は引き継がれない。改めて転入先の市町村が定めたルールによる手続きが必要となる。
2	転入について	転入元の市町村で「事業対象者」であった方の転入手続きは？	「事業対象者」としての認定は引き継がれない。新規の方と同様の手続となる。(要支援・要介護認定受給者の転入手続きに関する変更はない。)
3	利用定員について	訪問型サービス(現行相当)及び通所型サービス(現行相当)の利用定員についての考え方は？	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を一体的に実施している場合と同様の考え方となるため、これまで通りである。
6	事業所の指定について		
1	みなし指定	みなし指定等の指定の有効期間が平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手続になるのか。	みなし指定を受けた事業者等について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります(申請手続については、平成29年度にご案内します。)。芦屋市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該地の市町村の指定更新も必要となります。
7	市外事業所向け		
1	指定申請手続きについて	芦屋市外に所在する事業所で、芦屋市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続になるのか。	みなし指定の事業者が、現行相当のサービスを提供する場合は特に手続は必要ありません。また、みなし指定以外の事業者については、本市への指定申請が必要となります。平成29年1月上旬より受付開始です。
2	地域区分単価について	芦屋市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、芦屋市の単価(単位数・地域区分の単価)が適用されるのか。	サービスコードA1及びA5(みなし指定事業者)については、事業所所在地における地域区分の単価が適用になります(介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ考え方)。これに対して、A2及びA6については、利用者の住民登録地である芦屋市の地域区分単価が適用になります。 参考)芦屋市3級地/西宮市3級地/神戸市4級地
2	サービスコードについて	芦屋市の被保険者に対して現在介護予防訪問介護、介護予防通所介護を提供している事業所が、平成29年4月以降も引き続きサービスを提供する場合、請求に関する留意点は。	芦屋市では、要支援者についても、認定更新時に順次総合事業に移行する形はとらず、平成29年4月1日に全員一斉に総合事業に切り替わります。平成29年4月利用分から、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスコードはご利用いただけません。 芦屋市総合事業(訪問サービス・通所サービス)のサービスコードについては、後日、市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

【別紙10】

芦屋市総合事業事業者説明会質問票

事業所名	
担当者名	
連絡先	
サービス種別	地域包括支援センター・訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業者
【質問箇所】（説明会資料の項目番号等）	
【質問内容】	

※ご質問への回答につきましては、取りまとめの上、芦屋市ホームページ上に掲載いたします。個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

【提出先】

芦屋市福祉部高齢介護課

■Eメール koureikaigo@city.ashiya.lg.jp